

# 経済通貨同盟（EMU）深化のビジョンと道筋

2013年 3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所、

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

欧州理事会（EU 首脳会議）のファンロンパウ常任議長（EU 大統領）は 2012 年 12 月 5 日、「真の経済通貨同盟（EMU）に向けて」と題する報告書を発表し、EMU の統合深化のビジョンと道筋を示した。これは同年 6 月に始まった作業における最終報告書で、ユーロ圏の金融、予算・財政、経済政策、政治の統合を目指すものである。この最終報告書の内容を中心に、2012 年 6 月からの経緯と最終報告書を受けた 12 月の欧州理事会の総括も見ていく。

## 目 次

1. 2012 年の作業の経緯 .....	2
(1) 最初の報告書と欧州理事会の総括 .....	2
(2) 中間報告書と欧州理事会の結論 .....	3
(3) 欧州委員会の青写真の概要 .....	4
2. ファンロンパウ最終報告書の概要 .....	6
(1) 統合深化の工程表 .....	6
(2) 4 つの枠組みにおける統合 .....	8
3. 欧州理事会の結論 .....	13
(1) 欧州理事会の結論と今後の日程 .....	13
(2) 欧州理事会の議論と議長総括の背景 .....	14

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. 2012 年の作業の経緯

EMU の一層の統合を進めるために 2012 年 6 月に始まった作業は、行程表をまとめる期限を同年 12 月の欧州理事会とした。それまでに以下のような経緯を踏んだ。

6 月 26 日	ファンロンパウ常任議長	最初の報告書を公表し基本方針を示す
6 月 28・29 日	欧州理事会	同常任議長に対し、行程表の策定を要請
10 月 12 日	ファンロンパウ常任議長	中間報告書を公表
10 月 18・19 日	欧州理事会	同常任議長に対し、行程表の策定に期待感を明示
11 月 28 日	欧州委員会	「深い真の EMU に向けた計画（青写真）」を公表し、欧州委の見解を表明し工程表を示す
12 月 5 日	ファンロンパウ常任議長	最終報告書を公表し、工程表を示す
12 月 13・14 日	欧州理事会	工程表と短期的な取り組みを中心に合意

### (1) 最初の報告書と欧州理事会の総括

2012 年 6 月下旬の欧州理事会を前に、ファンロンパウ常任議長は欧州委のバローゾ委員長、ユーログループ（ユーロ圏財務相会合）のユンケル議長、欧州中央銀行（ECB）のドラギ総裁の協力を得て最初の報告書「真の経済通貨同盟に向けて」<sup>1</sup>を公表し、基本方針を示した。EMU の課題を挙げるとともに、EMU の構造を強固で安定的なものにする上で、以下の金融、予算・財政、経済、政治の 4 つの領域を構成要素として示した。また、具体的な工程表をまとめる必要性に触れ、2012 年 10 月の欧州理事会で中間報告書を、12 月の欧州理事会で最終報告書を提示すると明記した。

- 金融枠組みの統合：EU 全体の枠組みとするが、特にユーロ圏の金融安定化を目指す。金融監督の一元化、銀行の破綻処理の共通メカニズム、預金保険制度の統合からなる。
- 予算枠組みの統合に向けた取り組み：特にユーロ圏内では、加盟国の持続可能でない財政政策を予防・是正する効果的なメカニズムが欠かせない。このため、各国の年間予算収支や政府債務の水準に上限を設け、当該水準を超える国債の発行には事前承認を求める。また、中期的には共同債の発行を検討するほか、最終的にユーロ圏の財務省のような機関を設けることも考慮する。
- 経済政策枠組みの統合に向けた取り組み：持続的な成長や雇用、競争力を促進するための、加盟国および欧州の政策が確実に策定されるメカニズムを設ける。これが EMU

<sup>1</sup>“Towards A Genuine Economic And Monetary Union – Report by President of the European Council Herman Van Rompuy” Brussels, 26 June 2012 EUCO 120/12  
[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/focuson/crisis/documents/131201\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/focuson/crisis/documents/131201_en.pdf)

の円滑な機能に欠かせない。

- 民主的正統性と説明責任の強化：財政と経済政策の意思決定の統合深化に向けて、正統性と説明責任のある共同意思決定のための強固なメカニズムが必要となる。そのためには、欧州議会と加盟各国議会との緊密な連携が必要となる。

ファンロンパウ欧州理事会常任議長はこの報告書を踏まえて、2012年6月28～29日の欧州理事会の議長総括の中で、真のEMUの実現に向けた具体的かつ期限を定めた工程表を策定する責任を自らに課した。また併せて、EUの現行条約の中でできることと条約改正が必要となる措置について検討することも課した<sup>2</sup>。

## (2) 中間報告書と欧州理事会の結論

2012年10月の欧州理事会に向けて、ファンロンパウ常任議長が発表した中間報告書<sup>3</sup>は、6月の報告書で示した4つの各構成要素について、以下のような踏み込んだ提案を行った。

- 金融枠組みの統合：欧州委が既に法案を提案している銀行に対する単一監督メカニズム（SSM：single supervisory mechanism）とSSM確立後の欧州安定メカニズム（ESM：European Stability Mechanism）による銀行への直接的な資本注入に加え、銀行の破綻処理と預金保険制度の調和を挙げた。
- 予算枠組みの統合：短期的には経済ガバナンスの強化を優先するが、長期的には「財政能力（fiscal capacity）」の発展が必要になるとしている。財政能力の機能としては、加盟国固有の経済的衝撃を吸収し、競争力と潜在的成長力を向上させる構造改革を促進する方策がある。また、銀行と財政の負の連鎖を最小限にとどめるためにはユーロ圏の安全かつ流動性ある資産の確立が必要であり、短期共同債の導入の検討を進めるとした。
- 経済政策枠組みの統合：監視の枠組みの強化、構造改革の実施を約束した加盟国とEU諸機関との契約の導入などを挙げた。
- 民主的正当性と説明責任の強化：EU諸機関の役割を一層強化するには、EUの手続きにおける欧州議会の関与もそれに見合ったものにする必要性を指摘した。

---

<sup>2</sup>“European Council 28/29 June 2012 Conclusions” Brussels, 29 June 2012 EUCO76/12  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/131388.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/131388.pdf)

<sup>3</sup>“Towards A Genuine Economic And Monetary Union – Interim Report” Brussels, 12 October 2012  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/132809.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/132809.pdf)

中間報告書に関連して 10 月 18～19 日の欧州理事会は主に以下の点で合意したが、銀行監督の一元化については 2013 年までに法的枠組みで合意して 2013 年中に運用することを決めたにとどまり、それ以外の金融枠組みの統合の要素については具体的な工程などの言及はなかった<sup>4</sup>。ファンロンパウ常任議長の報告書については、最終報告書に盛り込まれる予定の工程表に期待感を示した。

- 単一監督メカニズム：2013 年 1 月 1 日までに法的枠組みで合意に達することを目指すものの、実際の運用開始は 2013 年中とする。一元的な監督を支える単一規則書（single rulebook）が重要となる。
- ESM による銀行への直接資本注入：ユーログループが ESM による直接資本注入の運用基準を策定することについて確認した。
- 銀行の破綻処理と預金保険制度の調和：加盟国の破綻処理と預金保険を調和させる欧州委が提案する指令案を早急に採択する。指令案が採択され次第、欧州委は SSM に参加する加盟国に向けた単一破綻処理メカニズムを提案する欧州委の意向に留意。
- 財政ガバナンスの強化：ユーロ圏各国の予算策定の監視を強化する 2 つの法案（ツープック）を 2012 年末までに採択するよう要請。
- 財政能力：ユーロ圏のため、加盟各国固有の経済的衝撃を吸収し構造改革を促進させるメカニズムを検討する。
- ユーロ圏加盟国の構造改革に関する契約的性質の協定：構造改革の実施についてユーロ圏各国が EU 諸機関と契約的性質の協定を個別に結ぶ可能性を検討する。

### (3) 欧州委員会の青写真の概要

欧州委のバローゾ委員長は 2012 年 11 月末に、「深い真の EMU に向けた計画（青写真）：議論の開始」<sup>5</sup>を発表した。この文書の目的は、ファンロンパウ常任議長がまとめる報告書に対して欧州委として貢献するとともに、欧州委の見解を示すことにあった。今後の取り組みについては、現行の EU 条約内の法制化で対応できるか条約改正が必要となるかとい

---

<sup>4</sup>“European Council 18/19 October 2012 Conclusions” Brussels, 19 October 2012 EUCO 156/12

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/133004.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/133004.pdf)

欧州理事会ウェブサイト：

<http://www.european-council.europa.eu/home-page/highlights/the-european-council-discusses-deeper-emu-and-mandates-the-president-to-explore-new-avenues-before-december?lang=en>

<sup>5</sup>“Communication from the Commission - A Blueprint for a deep and genuine Economic and Monetary Union: Launching a European debate” Brussels, 30.11.2012 COM(2012)777 final/2

[http://ec.europa.eu/commission\\_2010-2014/president/news/archives/2012/11/pdf/blueprint\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/president/news/archives/2012/11/pdf/blueprint_en.pdf)

Executive summary:

[http://ec.europa.eu/commission\\_2010-2014/president/news/archives/2012/11/pdf/blueprint\\_exec\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/president/news/archives/2012/11/pdf/blueprint_exec_en.pdf)

プレスリリース：[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-1272\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1272_en.htm)

う点から短期（6～18 カ月以内）、中期（18 カ月～5 年）、長期（5 年以降）という 3 段階の道筋を示した。要点は表 1 の通りだが、第 1 段階は現行の EU 条約で対応できる範囲内とし、第 2 段階から条約改正が必要になる。

欧州委は制度改革にあたって基本原則を掲げている。第 1 に、EU の法的枠組みのなかで EMU の深化はなされるべきことである。法の断片化により EU 法の重要性が損なわれることを避けるためである。したがって、政府間の解決はあくまで暫定的、過渡的な措置にとどまるべきであり、最終的には条約の改正を目指す必要がある。この原則は、少なくとも欧州委は、財政協定など EU 枠外で結ばれている政府間協定を例外的な措置とみていることを示している。

第 2 に、EMU の深化は EU 全体での措置をまず模索すべきである。ヨーロッパ・セメスターなどの措置が経済政策の調整枠組みの基礎となる。同時に、ユーロ圏独自の金融、財政、構造改革措置も、必要な場合には補完的な措置としてなされるべきである。リスボン条約で新たに導入された規定（EU 運営条約 136 条）が根拠規定となる。また、ユーロ圏の措置は、ユーロ圏外の加盟国にも開放されるべきである。

第 3 に、真の EMU の形成に向けては、まず EU の 2 次法（規則、指令など）の制定を模索すべきであって、条約の改正は EMU の機能改善のために不可欠であり、かつ現行の法的枠組みでは対処できない場合にのみ検討されるべきである。

**表 1：欧州委員会が示す「深い真の EMU に向けた計画（青写真）」**

		深い真の EMU に向けた詳細計画（青写真）	現行条約での 2 次法の必要性	条約改正の必要性
全 プ ロ セ ス	短期 18 カ月 以内	1 ヨーロッパ・セメスターとシックス・バック（5 つの規則・1 つの指令）の十分な実施とツー・バック（2 つの規則）の早期合意と実施	○	—
		2. 銀行同盟：金融規制と監督：単一規則書案と単一監督メカニズム案の早期合意	○	—
		3. 銀行同盟：単一破綻処理メカニズム	○	—
		4. 次期中期予算の枠組みの早期合意	○	—
		5. 加盟国の主要な改革の事前調整と収斂・競争力手段（CCI）の創設	○	—
		6. 安定成長協定に沿ったユーロ圏内への投資誘致	○	—
		7. ユーロ圏の対外的な代表の設置	○	—
	中期 18 カ月 ～5 年	1. 予算・経済統合の一層の強化	○	○
		2. CCI に基づくユーロ圏のための適切な財政能力の構築	○	○
		3. 債務償還基金の創設	—	○
		4. ユーロ短期共同債の導入	—	○
	長期 5 年以降	1. 銀行同盟の完成	—	○
		2. 財政経済統合の完成	—	○
			政治同盟：統合深化に見合った民主的な正当性と説明責任	○

出所：欧州委の「深い真の経済通貨同盟 EMU に向けた計画（青写真）：議論の開始」

## 2. ファンロンパウ最終報告書の概要

ファンロンパウ欧州理事会常任議長は2012年12月5日、最終報告書<sup>6</sup>を発表した。これは10月の欧州理事会での結論、および欧州委が公表した「青写真」を踏まえたものである。ただし、欧州委の詳細な提案に比べると短期的な課題に集中し、中長期的な構想はやや限られている。最終報告書では統合深化の工程表と4つの統合の枠組みについて提案したが、各要素の間には深い関連性があるため包括的なパッケージを相互に補強するものとして検討する必要性を述べている。また真のEMUに向けて、ユーロ圏の財政・経済政策を統合するためには独自の機能・機関が必要となると指摘し、ユーロ圏が先行して統合を進める方向を鮮明にした。

### (1) 統合深化の工程表

最終報告書では期限を定めた3段階の工程表を明示した。2014年までの2年以内を第1段階と第2段階に分けたが、これは欧州委の提案した短期の工程に相当する。欧州委の中長期に相当する段階は、第3段階としてひとまとめにしている（図1参照）。

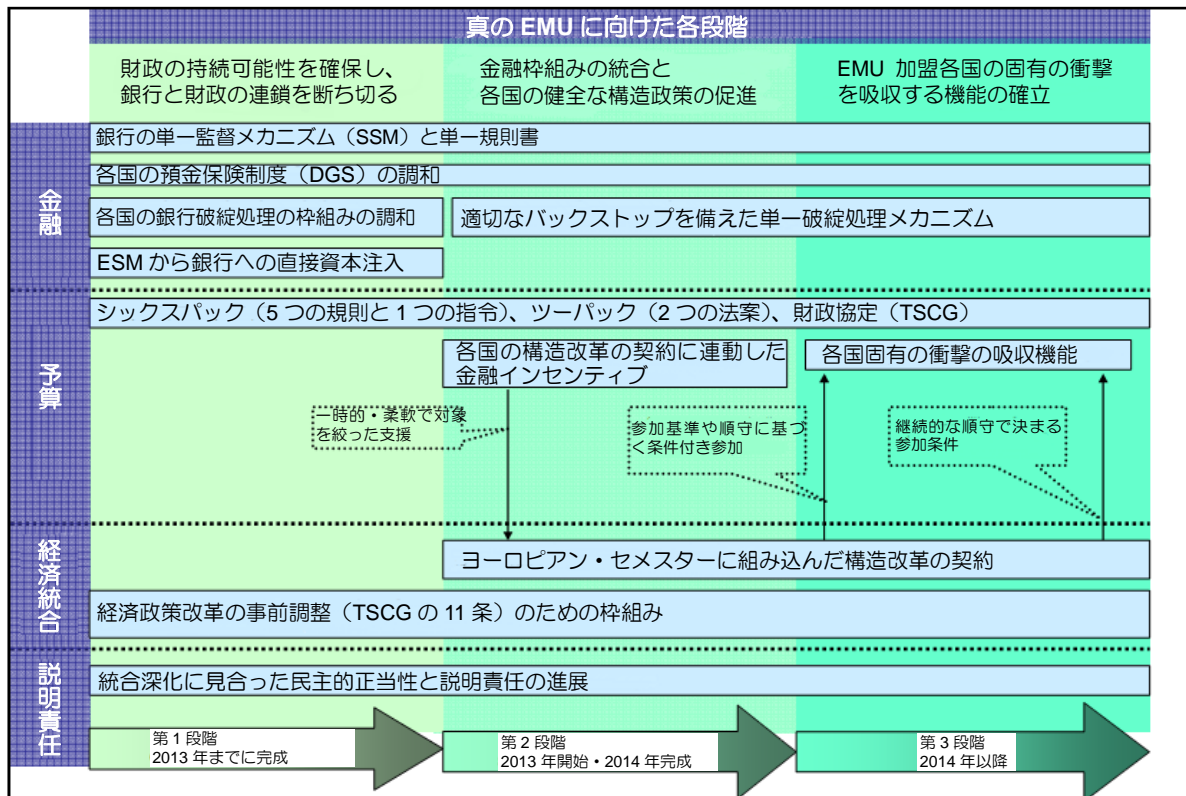
- 第1段階（2012年末～2013年）：財政の持続可能性を確保し、銀行と財政との連鎖を断ち切る
- 第2段階（2013～2014年）：金融枠組みの統合（銀行同盟）の完成と加盟各国の健全な構造政策を促進する
- 第3段階（2014年以降）：加盟各国の経済的衝撃を吸収する機能を中央レベルで設けることにより、EMUの耐性を強化する

---

<sup>6</sup>“Towards A Genuine Economic And Monetary Union” 5 December 2012  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_Data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf)



図 1：ファンロンパウ欧州理事会常任議長による最終報告書における  
EMU の統合深化に向け工程



出所：「真の EMU に向けて」2012 年 12 月 5 日発表の最終報告書

第 1 段階（2012 年末～2013 年）は金融枠組みの統合のための取り組みが中心で、既に欧州理事会で議論が始まっている内容も含まれている。ここでは 5 つの柱が示された。

- 6 つの法制（シックス・パック）や 2 つの法案（ツー・パック）、経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG、いわゆる財政協定）<sup>7</sup>といった財政ガバナンスのための強固な枠組みを完成させ、完全に実施する。
- 財政協定（TSCG）の第 11 条で記したように、主要な経済政策改革の事前調整の枠組みを確立させる。
- 銀行の単一監督メカニズム（SSM）の確立と銀行に対する自己資本規則・第 4 次自己資本指令（CRR/CRD IV）の発効。
- 加盟各国の銀行の破綻処理と預金保険の枠組みの調和で合意し、金融業界から適切な

<sup>7</sup>2012 年 3 月の欧州理事会で英国とチェコを除く 25 カ国が調印した条約（Treaty on Stability, Coordination and Governance）で、財政均衡義務の国内法制化を各国に義務付けている。  
[http://european-council.europa.eu/media/639235/st00tscg26\\_en12.pdf](http://european-council.europa.eu/media/639235/st00tscg26_en12.pdf)



資金を確保する。

- 欧州安定メカニズム (ESM) により銀行への直接的な資本注入の運用の枠組みを設ける。

第2段階 (2013~2014年) では、銀行救済の決定が迅速で公平に行われるよう適切なバックストップ (深刻化を防止する装置) を備えた一元的な破綻処理機関を設立し、金融枠組みを統合する。財政面では、構造改革の実施を約束する加盟国と EU 諸機関との契約に基づく調整・収斂・強制のメカニズムを設け、場合によっては対象を絞った加盟国への金融支援を実施する。

第3段階では、加盟各国に固有な経済的衝撃を吸収する力を高めるため、限定的な財政能力 (予算) を設ける。金融のインセンティブに基づくシステムにより、衝撃吸収機能に参加資格のある (参加できる) ユーロ圏加盟国は、構造政策の契約義務に従って、健全な財政と構造改革を継続的に推進するようになる。また、この段階では、加盟国の予算策定の共通化を促進し、税制や雇用といった経済政策の調整を強化する。EMU の統合深化が進めば、他の重要な課題についても検討の必要が出てくる。

## (2) 4つの枠組みにおける統合

最終報告書では、金融、財政 (予算)、経済政策面での枠組みの統合と民主的正当性・説明責任の4要素について、欧州債務危機で浮上した課題を説明してその対応策を挙げている。内容は中間報告書に沿って詳しい案を提示し、短期的な取り組みについては具体的な期限も示した。

### ① 金融枠組みの統合

これまでの報告書と同様に、SSM の確立、ESM による銀行への直接資本注入、単一破綻処理メカニズム、預金保険メカニズムを取り上げている。

- 単一監督メカニズム (SSM)

銀行同盟の第一歩である SSM の設立は、将来的な金融のシステミックリスクを軽減する。2013年の早い時期に準備作業に取り掛かり、遅くとも2014年1月1日には運用を開始する。ECB は強力な監督手段を備え、銀行の監督に最終的な責任を負うとともに適切な権限

を持つ。

- **ESMによる銀行への直接資本注入**

SSMが確立すれば、SSMの監督を受けるユーロ圏の銀行にESMが直接的に資本を注入できる。ESMの法的枠組みと運用の枠組みを2013年3月末までに定める必要がある。

- **単一破綻処理メカニズム**

強固で統合された銀行の破綻処理の枠組みが、破綻処理の費用を抑える。銀行監督の一元化に伴い、破綻処理の責務もEUレベルに移管することが重要となる。欧州委は、再建・破綻処理に関する指令（RRD：Recovery and Resolution Directive）と預金保険制度指令（DGSD：Deposit Guarantee Schemes Directive）を採択した後に、単一破綻処理メカニズムを提案する方針を打ち出している。このメカニズムでは最小費用で破綻処理を行う。費用は欧州破綻処理基金を通じて銀行業界から調達する資金で賄う。

- **預金保険メカニズム**

加盟各国の預金保険制度を調和する提案に、各国内で強固な預金保険制度を設けることを条件として盛り込む。

## ② 財政（予算）枠組みの統合

財政面では、短期的には既に進められている法整備を優先課題とし、中長期的には加盟国の経済的衝撃を吸収する機能とともに、財政能力の確立を挙げている。これと絡んで共同債の発行に言及しているが、債務の相互化（Mutualisation）を伴わない共同債発行としている。これはユーロ圏全体で債務を引き受けることに反対するドイツなどに配慮したものである。

- **各国の健全な予算策定に向けた法整備**

ユーロ圏の財政ガバナンスの強化では、「2つの法案（ツー・パック）」を早急に法制化し全面的に実施すべきである。この新たな枠組みにより、ユーロ圏各国の予算の事前承認を行うとともに、財政難に陥っている国の監視を強化する。

- ユーロ圏のための財政能力の発展

他の通貨同盟では程度の差はあっても中央集権的な財政能力が備えられており、2012年10月の欧州理事会はユーロ圏に対してこうしたメカニズムを検討するよう要請した。工程の第2段階で、加盟各国がEU諸機関と構造改革の実施で契約を結ぶことを条件に金融インセンティブを付与し、それによって各国の構造改革を支援する。こうした契約はユーロ圏各国に対しては義務化し、非ユーロ圏各国では任意とする。金融インセンティブと連動した契約の実施が収斂を促進し、第3段階で経済的衝撃を調整する財政能力の確立につながる。ただし危機管理の手段としてはESMがあるため、財政能力は危機を防ぎEMUとユーロ圏各国の経済的耐性を高める役割とすべきである。

- 加盟国に固有な経済的衝撃の吸収機能の確立

共通の衝撃吸収機能のようなリスクを共有するツールを設立することで、加盟国に固有な経済的衝撃を和らげユーロ圏や圏外への影響の波及を阻止する。ただし、各国の経済調整能力を高めモラルハザードのリスクを回避することを目指す構造政策に基づいて、経済的収斂の強化を促すメカニズムと併せて実施する必要がある。このため、契約に示された改革を実施することが、第3段階で確立させる衝撃吸収機能への参加基準となる。こうした自動的な安定化機能の確立に至る移行期間では、各国の構造改革を促進するために一時的かつ柔軟な金融インセンティブを提供する。衝撃吸収機能を備えたEMUの財政能力は、ユーロ圏各国間の保険システムのような形式をとることもできる。各国は経済サイクルに応じて予算の供出や引き出しを行う。

- 借入れ能力：共同債の発行

構造改革の促進と衝撃吸収機能の確立には資金が必要で、加盟国の供出や独自の資金調達で賄う。長期的な観点での財政能力の重要な面は、借入れ能力の可能性の検討である。ユーロ圏の財政能力は、債務の相互化を用いずに共同債を発行するための基盤となりえる。

### ③ 経済政策枠組みの統合

短期的には単一市場の完成度を高める取り組みを挙げている。中長期的な提案で中心となるのは、ユーロ圏各国に構造改革を実施することを約束する契約締結の義務付けである。

- 単一市場の完成

短期的には、経済成長を促進する手段として単一市場の完成が欠かせない。EMU には為替による調整手段がないため、EMU がうまく機能するにはユーロ圏内に効率的な労働市場および製品市場が必要となる。国境を越えた労働移動の促進と労働市場における技能のミスマッチに対して早急な取り組みが必要となる。また、主要な経済政策改革の事前調整の枠組みも実施すべきである。EMU 加盟国間での競争力の極端なかい離を回避することが重要となる。

- 加盟各国の構造改革に関する契約

加盟国と EU 諸機関が結ぶ契約では、マクロ経済や産業部門、制度面での障害に焦点を当て、各国経済の競争力と成長潜在力を高めることを目指す。この契約の主要点は次のとおりである。

- 契約を現行のヨーロッパ・セメスターに組み込み、ユーロ圏の各種政策と一貫性を持たせそれらを支えるものにする。また、欧州委が実施する成長や雇用の障害に関する評価に基づくものとする。なお、ユーロ圏の加盟国には義務付け、非ユーロ圏加盟国は任意とする。
- 複数年次の契約で、EU 諸機関と合意した具体的で監視可能な、競争力の強化と経済成長促進を中心とする構造改革のアジェンダを設定する。
- 各国政府は自国議会に対して、欧州委は欧州議会に対して、契約による義務の内容や履行について説明責任がある。
- 加盟各国の状況に応じて、第 2 段階では対象を絞り限定的で柔軟な金融支援を提供する。この金融支援の資金は特定の財源から供出する。
- 契約の順守が、財政能力の衝撃吸収機能への参加基準の 1 つとなる。順守していない場合には、財政能力に対するその国の資金拠出を引き上げる。

#### ④ 民主的正当性と説明責任

説明責任については、EU レベルでは欧州議会、加盟国では自国議会が役割を担うことを確認した。ただし、政策策定の統合強化により、真の EMU の統合された枠組みの中で欧州議会にはそれに見合った関与が必要と指摘している。各側面では、説明責任について以下のように述べている。

- 金融枠組みの統合：一元的な監督機関としての ECB と、将来的に単一破綻処理を担うことになる当局に、EU レベルでの説明責任がある。
- 財政（予算）・経済政策面での枠組みの統合：加盟各国議会と欧州議会との協力を高める新たなメカニズムが、民主的正当性と説明責任を強化する。
- EMU の新たな財政能力の創設：財政能力を創設することは、民主的正当性と説明責任を完全なものにする適切な仕組みの確立につながる。
- 加盟各国政府間の取り決めの法制化：今回の欧州債務危機は危機管理を高めるために迅速な意思決定能力が必要であることを明らかにした。これまでいくつかの政府間の取り決めが設けられたが、これを最終的には EU の法的枠組みの中に組み込む必要がある。TSCG の中では、既にこのことが想定されている。
- 対外的な代表の設置：EMU が金融、財政、経済の同盟に向けて進展するにつれ、対外的な代表も統合する必要がある。

## 3. 欧州理事会の結論

### (1) 欧州理事会の結論と今後の日程

2012年12月13～14日に開かれた欧州理事会では、その議長総括<sup>8</sup>の中でEMUの統合深化について以下の点を主に示した。ファンロンパウ常任議長が示した工程表について合意したものの、工程表に示された具体的な内容については議論の対象は短期的な取り組みが中心となった。また欧州委の「青写真」については、提示された事実に触れただけにとどまった。

- 単一監督メカニズム (SSM)  
一元的な銀行監督で合意した。法制化に早急に取り掛かる。SSMはユーロ圏の銀行を対象とし、非ユーロ圏は任意とする。ECBおよび加盟各国の管轄当局で構成され、早くとも2014年3月以降の運用開始となる。
- 欧州安定メカニズム (ESM) の銀行への直接資本注入  
SSMが確立すれば、ESMは直接的に銀行に資本注入をできるようになる。不良債権の定義を含め運用の枠組みについて、2013年前半のできるだけ早い時期に合意する必要がある。
- 銀行の自己資本に関する新しい法制 (CRR/CRD IV)  
最優先課題であり、早急に採択することを要請した。
- 破綻処理と預金保険制度の調和  
再建破綻指令案と預金保険制度指令案は、工程表に沿って2013年6月までに合意する。
- 単一破綻処理メカニズム  
欧州委は2013年中に、SSMに参加する加盟国を対象とする単一破綻処理メカニズムを提案する。2014年夏までに同メカニズムについての合意を目指す。
- 持続可能な財政と経済政策の調和の強化  
経済ガバナンスの強化に向けた主要な法制化を完了し、実施することを最優先課題とする。TSCGは2013年の早い時期に発効が見込まれる。
- 経済政策の課題  
ユーロ圏の経済政策の調和では、数多くの重要な課題を検討する必要がある。ファンロ

---

<sup>8</sup>“European Council 13/14 December 2012 – Conclusions” Brussels, 14 December 2012 EUCO 205/12  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/134353.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/134353.pdf)  
欧州理事会ウェブサイト：  
<http://www.european-council.europa.eu/home-page/highlights/the-european-council-agrees-on-a-road-map-for-the-completion-of-economic-and-monetary-union?lang=en>

ンパウ欧州理事会常任議長はバローゾ欧州委員長と協力し、2013年6月の欧州理事会で以下の課題について実施可能な措置と期限を定めた工程表を提示する。

- ・加盟国の主な経済政策の改革の事前調整の強化（TSCG11条に基づく）
- ・EMUの社会的側面
- ・競争力強化と経済成長促進についてのEU諸機関と加盟各国政府との相互合意による契約の可能性
- ・上記契約を支える結束したメカニズム

## (2) 欧州理事会の議論と議長総括の背景

上記のように、2012年12月の欧州理事会では、銀行監督の一元化での合意が成果となったが、非ユーロ圏の英国、チェコ、スウェーデンは銀行同盟に参加しない意向を明らかにしている<sup>9</sup>。また銀行同盟の重要な要素であるESMによる銀行への直接資本注入や単一破綻処理メカニズムについては、合意時期の目標について明記したものの実施時期は不透明なままとなっている。さらに財政と経済政策の面では、ファンロンパウ欧州理事会常任議長の報告書の主要点である経済的衝撃を受けた加盟国を支援する機能を持つ財政能力（ユーロ圏の独自予算）や、構造改革に関する加盟国とEU諸機関との契約について、議論を先送りとした。

全体的に、ファンロンパウ欧州理事会常任議長の提案の中で第1段階に当たる部分については議論が進められたものの、中長期的な工程表については議長総括でもほとんど触れることはなく先送りする形となった<sup>10</sup>。この背景として、2013年9月に総選挙を控えるドイツのメルケル首相が、向こう数カ月に実施できる取り組みだけに集中し、ユーロ圏の統合深化に向けた取り組みについては消極的な姿勢だったためと指摘されている。またドイツは、単一破綻処理メカニズムについて、およびフランスなど南欧諸国が支持する経済的衝撃を受けた国への支援を備えた財政能力についても現段階では拒否しているとされる<sup>11</sup>。一方、フランスのオランド大統領もEU内の統合のスピードがユーロ圏と非ユーロ圏で異なることは避けられないと語るなど<sup>12</sup>、ファンロンパウ欧州理事会常任議長の報告書や欧州委の報告書でも認められるユーロ圏の統合を先行することが明確となってきた。

---

<sup>9</sup><http://uk.reuters.com/article/2012/12/13/eu-summit-idUKL5E8ND23Q20121213>

<sup>10</sup><http://www.ft.com/cms/s/0/28e4ef14-45fc-11e2-b7ba-00144feabdc0.html#axzz2H9n6MzMb>

<http://www.ft.com/cms/s/0/903b5dec-4593-11e2-8ccc-00144feabdc0.html#axzz2H9n6MzMb>

<sup>11</sup><http://uk.reuters.com/article/2012/12/14/uk-eurozone-future-idUKBRE8BD00R20121214>

<http://uk.reuters.com/article/2012/12/14/uk-eu-summit-idUKBRE8BD03U20121214>

<sup>12</sup><http://uk.reuters.com/article/2012/12/14/eu-france-twospeed-idUKL5E8NEBMP20121214>



● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：経済通貨同盟（EMU）深化のビジョンと道筋

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～